



九運福本第3346号
平成26年12月4日

福岡県貸切バス協会長 殿

九州運輸局福岡運輸支局長



事業用自動車の緊急点検の実施について

標記については、平成26年3月20日付け九運技整第659号の2、九運保環第684号の2「事業用自動車の保守管理の徹底について」により注意喚起したところですが、本年10月、高速道路を走行していた高速乗合バスが車体の腐食により部品が剥離して（下図参照）ハンドル操作が不能になり、当該バスが接触した乗用車の運転者が軽傷を負う事故が発生しました。

これまでにも、平成25年11月に高速乗合バス事業者においてもハンドル操作が不能となり、路肩ガードレールに衝突し乗客5人が軽傷を負うといった同様の事故が発生しており、車体・車体の保守管理についての注意喚起をしたにも拘わらず、同様の事故が発生したことは重く受け止める必要があります。

については同種事故の再発防止を図るため、貴協会傘下会員が管理する事業用自動車（乗合・貸切を問わず）の全車両の主要骨格部分を含めた自動車部品の腐食状況等について、下記のとおり緊急点検を実施するよう周知していただきますようお願いします。

記

1. 保有する事業用自動車（バス）全車両に対して、下回りの主要骨格部分を含む各部位について、点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無を確認すること。
2. 当該打音検査等により腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、当該部位の補修や防錆措置をするなど適切に対処すること。

